

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と ニュージーランドとの間の条約第二十六条 5 に係る実施取決め

日本国とニュージーランドの権限のある当局は、2012年12月10日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約（以下「条約」という。）の第二十六条 5 に規定された仲裁手続の実施方法を定めた。

両国の権限のある当局は、この取決めに定める仲裁手続に誠実に従う。

1. 事案の仲裁への付託の要請

条約第二十六条 5 の規定に基づく仲裁の要請（以下「仲裁の要請」という。）は、書面によって、次の部署を経由して同条 1 に規定する権限のある当局に送付される。

- (a) 日本国については、国税庁相互協議室
- (b) ニュージーランドについては、International Revenue Strategy, Inland Revenue Department

当該要請には、事案を特定するための十分な情報が含まれる。また、当該要請には、当該要請を行った者による、同一の事項に関する決定が日本国又はニュージーランドのいずれの裁判所又は行政審判所においても行われていない旨の文書が添付される。

当該要請を受領した権限のある当局は、その受領した日の翌日から 10 日以内に、当該要請及び添付文書の写しを他方の権限のある当局に送付する。

2. 事案を仲裁に付託する時期

仲裁の要請は、条約第二十六条 1 の規定に基づき日本国又はニュージーランドのいずれかの権限のある当局に申し立てられた事案が他方の国の権限のある当局に対しても提示された日から 2 年を経過した日より初めて可能となる。これに関し、以下の情報が提示された場合にのみ、当該事案は他方の国の権限のある当局に提示されたと認められる。

- (a) 相互協議の申立てを権限のある当局に行った者の氏名及び住所
- (b) (a) に掲げた者以外の事案によって直接に影響を受ける者の氏名及び住所
- (c) 対象となる課税年度
- (d) 条約の規定に適合しない課税を生じさせた措置の内容及び時期並びに日本国及びニュージーランドの両通貨による関連する金額
- (e) 相互協議の申立てを権限のある当局に行った者から提出された以下の情報及び補足資料の写し
 - (i) 相互協議の申立てを行った者が、条約の規定に適合しない課税が生じている、又は生じることになると考える理由についての説明

- (ii) 関係する取引及び関連者の関連性、状況又は構成、及び
- (iii) 条約の規定に適合しない課税に関して関連する税務当局から受領した全ての文書の写し
- (f) 事案によって直接に影響を受ける者が日本国又はニュージーランドのいずれかにおいて、異議申立書、審査請求書又はこれらに相当する文書の提出を行ったか否かを記載した文書、及び
- (g) 条約第二十六条 1 に規定する権限のある当局が、同規定に基づく相互協議の申立てを受領した日の翌日から 90 日以内に特に求めた追加的情報

日本国及びニュージーランドの権限のある当局は、この 2 で示された全ての情報が提示された日について相互に確認を行う。

条約第二十六条 1 の規定に基づき相互協議の申立てを受けた権限のある当局は、その申立てを行った者に対して、この 2 で定められた相互協議手続の 2 年間の開始の日を通知する。

3. 付託事項

日本国及びニュージーランドの権限のある当局が仲裁の要請を受領した日の翌日から 90 日以内に、当該権限のある当局は、仲裁のための委員会によって解決されるべき事項について決定し、それを書面で当該仲裁の要請を行った者に通知する。この決定は「付託事項」を構成する。

また、日本国及びニュージーランドの権限のある当局は、この取決めの以下の定めにかかわらず、付託事項において、この取決めに含まれる手続規則に追加し、又はこれと異なる手続規則を定め、適切とみなされるその他の事項を処理することができる。

4. 付託事項の不通知

付託事項がこの取決め 3 の期間内に仲裁の要請を行った者に通知されなかった場合には、その者並びに日本国及び（又は）ニュージーランドの権限のある当局は、当該期間の末日の翌日から 30 日以内に、仲裁によって解決されるべき事項の一覧を相互に書面で通知することができる。その期間内にこうして通知された一覧の全てが、付託事項案を構成する。

この取決め 5 に従って全ての仲裁人が任命された日の翌日から 30 日以内に、仲裁人は、そのように通知された一覧に基づく付託事項案を改定したものを、日本国及びニュージーランドの権限のある当局並びに当該仲裁の要請を行った者に通知する。

日本国及びニュージーランドの権限のある当局は、その改定された付託事項案を受領した日の翌日から 30 日以内に付託事項の改定を検討し、それを仲裁人及び当該仲裁の要請を行った者に書面で通知することができる。両国の権限のある当局がその期

間内にこの通知を行った場合には、この改定された付託事項が、事案に関する付託事項を構成する。

日本国及びニュージーランドの権限のある当局が改定された付託事項の決定及び書面による通知をその期間内に行わなかった場合には、仲裁人によって改定された付託事項案が、事案に関する付託事項を構成する。

5. 仲裁人の選任

仲裁の要請を行った者が付託事項を受領した日の翌日から 90 日以内に、又はこの取決め 4 が適用される場合には日本国及びニュージーランドの権限のある当局が仲裁の要請を受領した日の翌日から 120 日以内に、両国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。

二人目の仲裁人が任命された日の翌日から 60 日以内に、両国が任命する二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長としての職務を果たす第三の仲裁人を任命する。

定められた期間内に最初の二人の仲裁人により第三の仲裁人が任命されない場合には、別の任命方法を定めていない限り、権限のある当局は、それぞれ、その期間の末日の翌日から 10 日以内に、第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。既に任命された二人の仲裁人は、候補者の一覧を受領した日の翌日から 10 日以内に、提案された候補者の中から仲裁のための委員会の長としての職務を果たす第三の仲裁人を任命する。

何らかの理由によって、仲裁手続の開始後に仲裁人を交代させる必要がある場合には、この 5 の手続を準用する。

権限のある当局は、それぞれ自らが任命した仲裁人の報酬を決定する。第三の仲裁人の報酬は、その任命の前に、日本国及びニュージーランドの権限のある当局が他の二人の仲裁人の報酬を考慮して共同で決定する。

6. 仲裁人の資格及び任命

条約の議定書 16(b) (i) 及び(iii)の規定に従い、

- (a) 全ての仲裁人は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する者とし、
- (b) 全ての仲裁人は、日本国又はニュージーランドの税務当局の職員であってはならず、条約第二十六条 1 の規定に従って申し立てられた事案にこれまで関与した者であってはならず、かつ、
- (c) 日本国及びニュージーランドの権限のある当局が別の決定を行う場合を除くほか、第三の仲裁人は、いずれの国の国民でもあってはならず、いずれの国内にも日常の居所を有したことがあってはならず、及びいずれの国によっても雇用されたことがあってはならない。

仲裁人は、その任命を確認する書簡が、当該仲裁人の任命権限を有する者及び当該仲裁人の両者により署名された時に任命されたものとする。

7. 情報の通信と秘密保持

条約の議定書 16 (b) (iv) の規定に従い、日本国及びニュージーランドの権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、全ての仲裁人及びその職員が、それぞれの権限のある当局に対して送付する書面において、条約第二十七条 2 並びに日本国及びニュージーランドにおいて適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

8. 適時の情報提供が行われなかった場合及び相互協議の中断があった場合

この取決め 5 にかかわらず、日本国及びニュージーランドの権限のある当局が、条約第二十六条 5 に規定する 2 年以内に仲裁に付託された事項を解決できなかったことが、主として、事案によって直接に影響を受ける者が適時に関連する情報を提供しなかったことに帰するものと判断した場合には、両国の権限のある当局は、仲裁人の任命をその情報の提供の遅延に対応する期間延期することができる。

この取決め 5 にかかわらず、条約第二十六条 5 に規定する 2 年以内に仲裁に付託された事項を解決できなかったことが、相互協議の申立てを行った者からの要請により、同条 2 の相互協議を中断していたことに帰する場合には、日本国及びニュージーランドの権限のある当局は、仲裁人の任命をその中断に対応する期間延期することができる。

日本国及びニュージーランドの権限のある当局は、その遅延及び（又は）中断に対応する期間を決定する。条約第二十六条 1 の規定に基づき相互協議の申立てを受けた権限のある当局は、仲裁の要請を行った者に対して、その決定した期間を通知する。

9. 手続上及び証拠上の規則

この取決めと付託事項に従い、仲裁人は、付託事項に定められた事項を解決するために必要と認められる手続上及び証拠上の規則を採用する。

条約の議定書 16 (c) の規定に従い、日本国及びニュージーランドの権限のある当局は、全ての仲裁人及びその職員に対して、秘密情報を含む仲裁決定に必要な情報を遅滞なく提供する。

両国の権限のある当局が別の決定をした場合を除くほか、情報（この取決め 10 により、仲裁の要請を行った者又はその代理人から書面又は口頭で提供された情報を含む。）のうち両国の権限のある当局が仲裁の要請を受領する前に入手できなかったものは、仲裁決定に関し考慮されない。

10. 仲裁手続の要請を行った者の参加

仲裁の要請を行った者は、直接に又はその代理人を通じ、相互協議手続で許容されるのと同等の範囲で、仲裁人に対して書面により自らの立場を表明することができる。

加えて、要請者は、仲裁手続において、仲裁人の許可を得て口頭で自らの立場を表明することができる。

11. 実施準備

日本国及びニュージーランドの権限のある当局が別の決定をした場合を除くほか、仲裁に至った事案の申立てを最初に受けた権限のある当局は、仲裁のための委員会の合議の実施準備に対して責任を負い、仲裁手続の実施に要する運営人員を提供する。こうして提供された者は、手続に関する事項を、仲裁のための委員会の長に対してのみ報告する。

12. 費用

条約の議定書 16 (b) (v) の規定に従い、

(a) 権限のある当局は、それぞれ自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担し、かつ、

(b) 仲裁のための委員会の長の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、日本国及びニュージーランドの権限のある当局が均等に負担する。

日本国及びニュージーランドの権限のある当局は、条約の議定書 16 (b) (v) の「その他の仲裁手続の実施に関する費用」には、この取決め 11 による実施準備のために生じた間接費用は含まれないことを了解する。

仲裁の要請を行った者は、自らが仲裁に関与する費用（旅費並びに自らの見解の作成及び提示に関する費用を含む。）を負担する。

13. 適用される法原則

仲裁人は、適用される条約の規定に従って、また、これらの規定に服しつつ、日本国及びニュージーランドの法令の規定に従って、仲裁に付託された事項についての決定を行う。

仲裁人は、条約の解釈に関する事項を、条約法に関するウィーン条約第 31 条から第 33 条までに採用された解釈の原則に照らし、OECD モデル租税条約の序論 28 から 36.1 までに述べられるとおり、定期的に改定される OECD モデル租税条約コメンタリーに配意しつつ、判断する。同様に、独立企業原則の適用に関する事項は、OECD 多国籍企業と税務当局のための移転価格ガイドラインに配意して判断されるものとする。

また、仲裁人は、日本国及びニュージーランドの権限のある当局が付託事項で明示的に挙げるその他の根拠を考慮する。

14. 仲裁決定

仲裁決定は、仲裁人の単純多数決で決せられる。

仲裁のための委員会の決定は、文書で提示され、日本国及びニュージーランドの権限のある当局が決定した場合には、依拠した法の出所及び結論に至った理由が示される。いずれか一方の権限のある当局から要請があった場合には、仲裁のための委員会の長は、両国の権限のある当局に対して、当該仲裁のための委員会における議論の概要を示す。

条約の議定書 16(d) (i)の規定に従い、仲裁のための委員会の決定は、先例としての価値を有しない。仲裁決定は、仲裁の要請を行った者並びに日本国及びニュージーランドの権限のある当局が公表の形式及び内容に関して書面により同意しない限り、公表されない。

15. 仲裁決定の通知のために認められる期間

仲裁決定は、仲裁のための委員会の長が事案の検討を開始するために必要な全ての情報を受領した旨を日本国及びニュージーランドの権限のある当局並びに仲裁の要請を行った者に対して書面で通知した日の翌日から 180 日以内に、両国の権限のある当局及び当該仲裁の要請を行った者に対して通知される。

前段にかかわらず、最後の仲裁人が任命された日の翌日から 60 日以内に、又は最初の二人のうち後に任命された仲裁人が任命された日の翌日から 60 日以内に第三の仲裁人が任命されなかった場合には最後の仲裁人が任命された日の翌日から 40 日以内に、仲裁のための委員会の長が両国の権限のある当局のうち一方の同意を得て他方の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に対し事案の検討を開始するために必要な全ての情報を受領していない旨を書面で通知した場合において、

- (a) 当該仲裁のための委員会の長がその通知が送付された日の翌日から 60 日以内にその必要な情報を受領したときは、仲裁決定は、当該仲裁のための委員会の長がその必要な情報を受領した日の翌日から 180 日以内に、日本国及びニュージーランドの権限のある当局並びに当該仲裁の要請を行った者に対し通知され、
- (b) 当該仲裁のための委員会の長がその通知が送付された日の翌日から 60 日以内にその必要な情報を受領しなかったときは、日本国及びニュージーランドの権限のある当局が別の決定をしたときを除くほか、当該仲裁のための委員会の長が後にその必要な情報を受領したときであっても、仲裁決定は、その情報を考慮に入れることなく行われ、その通知が送付された日の翌日から 240 日以内に、両国の権限のある当局及び当該仲裁の要請を行った者に対し通知される。

予見不能の事象により、仲裁決定が定められた期間内に通知されないおそれがある場合には、日本国及びニュージーランドの権限のある当局並びに事案によって直接に影響を受ける者は、この取決め 15 に掲げるいずれかの期間を、合意した期間延長することができる。

16. 定められた期間内に決定の通知が行われなかった場合

仲裁決定がこの取決め 15 に掲げる期間内に日本国及びニュージーランドの権限のある当局に通知されなかった場合には、両国の権限のある当局及び事案によって直接に影響を受ける者は、180 日を上限として当該期間の延長に合意することができる。これらの者がこの取決め 15 に掲げる期間の末日の翌日から 30 日以内にその合意を行わない場合には、両国の権限のある当局は、この取決め 5 に従って、一以上の新たな仲裁人を任命する。

17. 簡素化された仲裁手続

この取決め 10 及び 15 にかかわらず、日本国及びニュージーランドの権限のある当局は、両国の権限のある当局が、

- (a) この取決め 3 に従って、仲裁のための委員会によって解決されるべき事項について決定し、かつ、
- (b) 以下に規定する簡素化された仲裁手続の規則を適用することを付託事項で定める場合には、

当該規則を特定の仲裁事案について適用することを決定することができる。

この手続における仲裁人の選任及び報酬については、この取決め 5 が適用される。ただし、仲裁の要請を行った者が付託事項を受領した日の翌日から 60 日以内に、日本国及びニュージーランドの権限のある当局がそれぞれ一人の仲裁人を任命する。

仲裁の要請を行った者は、当該者が付託事項を受領した日の翌日から 90 日以内に、直接に又はその代理人を通じて、仲裁人に対して自らの立場を表明することができる（ただし、書面による表明に限る。）。

第三の仲裁人の任命の日の翌日から 60 日以内に、日本国及びニュージーランドの権限のある当局は、それぞれ付託事項に含まれる各事項に関する仲裁意見書を仲裁人及び他方の権限のある当局に提出するものとする。この期間外に提出された意見書は、仲裁のための委員会により考慮されない。付託事項において別の決定を行う場合を除くほか、仲裁意見書（根拠書類を除く。）は 20 ページを超えないものとする。

日本国又はニュージーランドの権限のある当局は、それぞれ他方の権限のある当局の仲裁意見書を受領した日の翌日から 60 日以内に、他方の権限のある当局により指摘された事項について対処できるように応答書を仲裁人に対し、提出することができる。

る。付託事項において別の決定を行う場合を除くほか、応答書（根拠書類を除く。）は 20 ページを超えないものとする。

第三の仲裁人の任命の日の翌日から 150 日以内に、仲裁のための委員会の長は、日本国又はニュージーランドのいずれか一方の権限のある当局に対し、他方の権限のある当局の同意を得て、追加的な情報の提出を要請することができる。当該要請を受けた権限のある当局は、要請があった日の翌日から 60 日以内に仲裁のための委員会の長に対して回答するものとする。

日本国及びニュージーランドの権限のある当局による応答書のうち、遅い方の応答書を受領した日（両国の権限のある当局から応答書が提出されなかった場合には、遅い方の仲裁意見書を受領した日）の翌日から 180 日以内（付託事項においてこれより短い期間が定められている場合には、その期間内）に、仲裁のための委員会は、両国の権限のある当局から受領した二通の仲裁意見書のうち一通の仲裁意見書に従って、付託事項に含まれる事項を決定し、その決定を両国の権限のある当局に書面で通知する。

18. 仲裁決定の確定

仲裁決定は、条約第二十六条 5 の規定（条約の議定書 16 の規定を含む）又は仲裁決定に合理的に影響を及ぼしたであろうと認められる付託事項若しくはこの取決めに含まれる手続規則のいずれかに違反することにより、当該仲裁決定が日本国又はニュージーランドのいずれかの裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。

仲裁決定がこれらの理由のいずれかによって無効であるとされる場合は、仲裁の要請及び仲裁手続は、行われなかったものとする（ただし、この取決め 7 及び 12 を除く。）。

19. 仲裁決定の実施

日本国及びニュージーランドの権限のある当局は、仲裁に至った事案に関し相互協議の合意を行うことにより、仲裁決定の通知が行われた日の翌日から 180 日以内に、当該仲裁決定を実施する。

日本国及びニュージーランドの権限のある当局並びにその事案によって直接に影響を受ける者は、仲裁決定の通知から実施までの期間を、決定した期間延長することができる。

20. 仲裁決定が提供されない場合

条約の議定書 16(e) の規定に従い、仲裁の要請が行われた後で、かつ、仲裁のための委員会がその決定を日本国及びニュージーランドの権限のある当局並びに当該仲

裁の要請を行った者に送達する前に、両国の権限のある当局が仲裁に付託された全ての未解決の事項を解決した旨の通知を仲裁人及び当該仲裁の要請を行った者に対して書面で行うことができる。その場合には、当該事案は、条約第二十六条 2 の規定に従って解決されたものとし、仲裁決定は求められない。

21. 最終規定

この取決めは、条約第二十六条 5 の規定が効力を生じることとなった後に、同規定に従ってなされる仲裁の要請に対して適用される。

日本国及びニュージーランドの権限のある当局は、何時でも、書簡の交換により、この取決めを修正し、又は補足することができる。

2013年10月3日にウェリントンで、2013年11月27日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語によりこの取決めを二通作成した。